

令和7年度福岡県訪問介護等 複数名訪問費用（介護報酬分）補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、介護報酬の加算等が適用できない場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者等の安全確保及び訪問介護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する以下の事業

訪問介護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者に対して複数名の訪問者による訪問介護等を行う事業

◆サービスの種類 介護保険を利用する訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護

◆申請受付期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月10日

要件等

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要であること。
- (2) 複数名の訪問者等による訪問介護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

補助対象経費

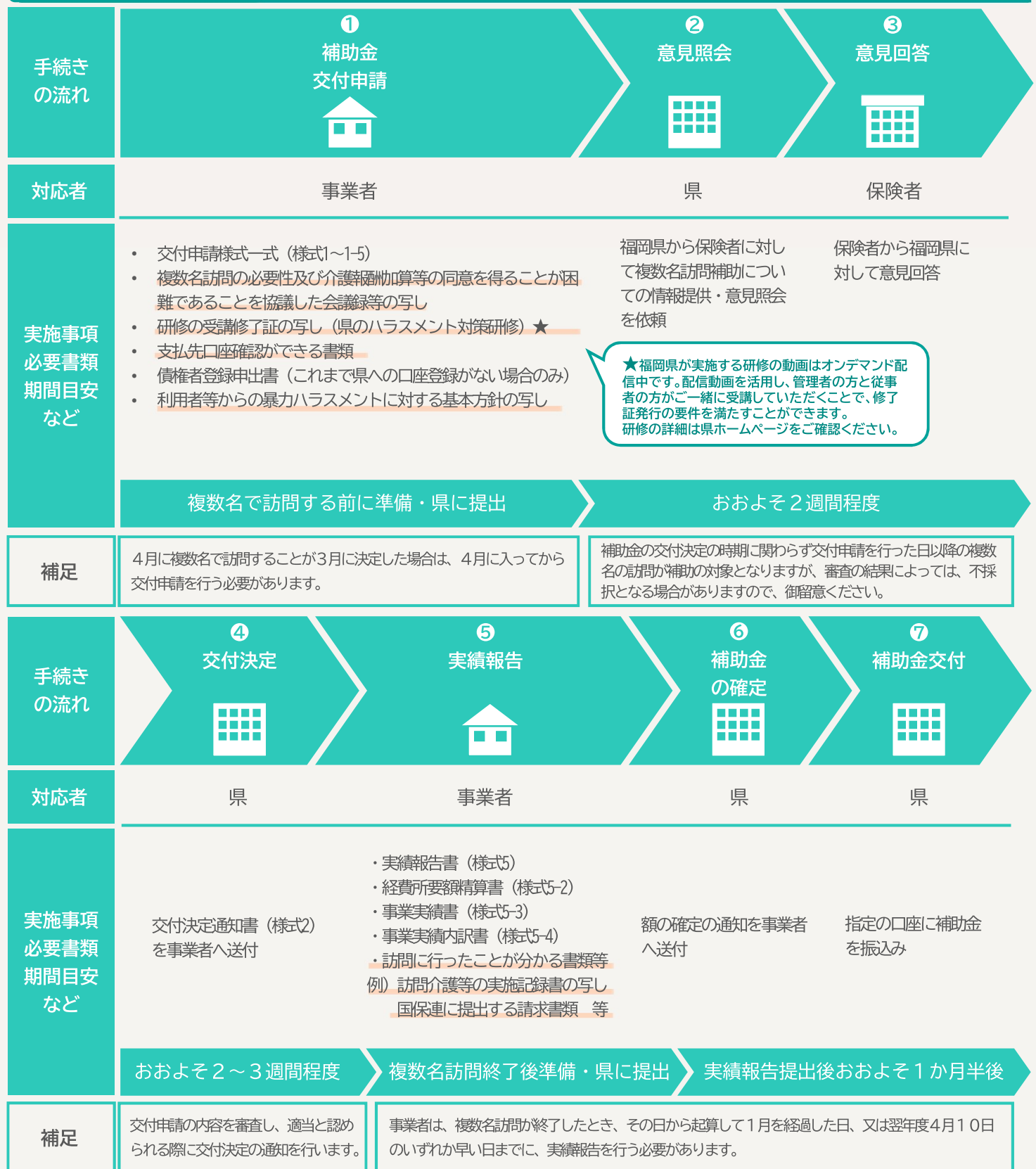
1 サービスの種類	2 補助基準額	3 補助率
訪問看護	30分未満	2,540円／回
	30分以上	4,020円／回
訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	2,010円／回
	30分以上	3,170円／回
介護予防訪問看護	30分未満	2,540円／回
	30分以上	4,020円／回
介護予防訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	2,010円／回
	30分以上	3,170円／回
訪問介護 (身体介護が中心である場合)	20分未満	1,630円／回
	20分以上30分未満	2,440円／回
	30分以上	3,870円／回
訪問介護 (生活援助が中心である場合)	45分未満	1,790円／回
	45分以上	2,200円／回
夜間対応型訪問介護 (随時訪問サービス)	—	1,970円／回

2分の1

その他留意事項

募集期間内に受け付けた申請については、本県において審査し、採択の可否を決定します。その際、保険者に対して申請内容についての情報提供を行い、複数名訪問の必要性等についての意見を求めます。意見照会の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。

事務手続きのイメージ



注）原則3か月間は補助の対象となりますが、年度を跨ぐ場合は、交付申請を2回提出していただく必要があります。
 （国や地方公共団体の会計年度については、法律でその会計年度が「4月1日から翌年3月31日まで」と規定されているため。）

例：3月～5月の3カ月間で複数名訪問を実施する場合

